

## 離職等により雇用保険被保険者でなくなったときの手続き

(退職・所定労働時間変更等により被保険者の要件に該当しなくなったとき など)

### ○提出期日

被保険者でなくなった日(退職日の翌日)の翌日から起算して10日以内

※提出は退職日の翌日から可能です

### ○持参する書類

#### ◇ 離職票(失業等給付を受給する場合に必要)を作成する場合

1 雇用保険被保険者資格喪失届

**★マイナンバーを必ず記載してください。古い様式でマイナンバーの記載欄がない場合は、「個人番号登録・変更届出書」を一緒に提出してください。**

2 雇用保険被保険者離職証明書(3枚1組)

3 労働者名簿

4 出勤簿またはタイムカード等出勤状況のわかる書類

5 賃金台帳、給与明細等賃金額の確認できる書類

(上記4・5については離職票に記載されている期間分が必要)

6 離職理由を確認できる書類

(退職届、雇用契約書、解雇予告通知書、就業規則等退職理由により確認書類が異なりますので詳しくはお問い合わせください)

※離職者本人から希望しない申し出があった場合を除き原則離職票を作成していただくようお願いします。

#### ◇ 離職票を作成しない場合

1 雇用保険被保険者資格喪失届

**★マイナンバーを必ず記載してください。古い様式でマイナンバーの記載欄がない場合は、「個人番号登録・変更届出書」を一緒に提出してください。**

2 労働者名簿

3 出勤簿またはタイムカード等最終出勤日の確認できる書類

4 離職理由を確認できる書類

※雇用保険基本手当(失業等給付)の受給には一定期間の雇用保険被保険者期間が必要です。必要な被保険者期間については基本的に12カ月ですが離職理由等により変わりますので、ご不明の点があれば窓口でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒670-0947 姫路市北条字中道250番地  
姫路公共職業安定所 雇用保険適用課

TEL 079-222-8609 #21